

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

◆支給対象◆

● 支給対象事業主：雇用保険適用事業所

● 支給対象労働者：雇用保険被保険者(※)

(※) ただし、次のいずれかに該当する者は対象になりません。

- ・ 休業等の実施単位となる判定基礎期間(賃金締め切り期間)の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の者。
- ・ 解雇を予告された者、退職願を提出した者又は事業主による退職勧奨に応じた者(当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。)
- ・ 日雇労働被保険者。
- ・ 特定就職困難者雇用開発助成金等の支給対象となる者。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること(計画届とともに協定書の提出が必要)

◆受給手続き◆(裏面イメージ参照)

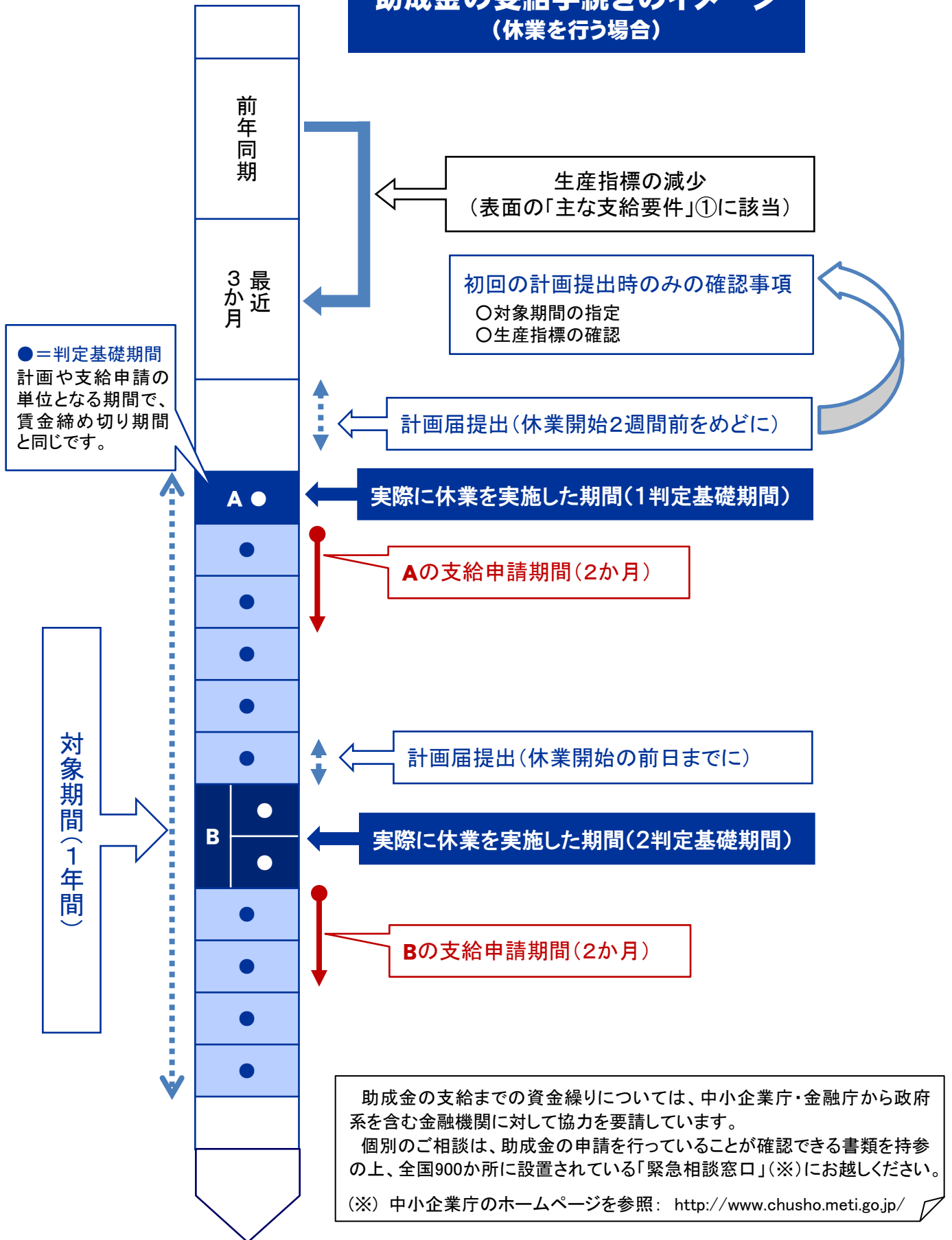
- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業等を実施した場合の休業手当または賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※対象労働者1人あたり 7,870円が上限です。(平成24年8月1日現在)	1/2	2/3
教育訓練(事業所内訓練)を実施したときの加算(額)	(1人1日当たり) 1,000円	(1人1日当たり) 1,500円
教育訓練(事業所外訓練)を実施したときの加算(額)	(1人1日当たり) 2,000円	(1人1日当たり) 3,000円

※支給限度日数は1年間で100日、3年間で300日(平成25年10月1日より、1年間で100日、3年間で150日)



助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。